

平常時と災害時の取り組み

災害発生時には、藤井寺市や関係機関は全力をあげて対応にあたりますが、火災や道路の寸断・断水・停電など様々な被害が広い範囲で起きた場合は、対応が非常に困難な事態が予想されます。このような場合には、地域ぐるみで協力し、助け合うことが大切になります。地域の自主防災組織を結成して、防災知識を身につけることや、いざというときの役割分担を決めるなどして、地域の防災力を高めましょう。

自助

自分の命は自分で守る



共助

自分たちの地域は自分たちで守る



公助

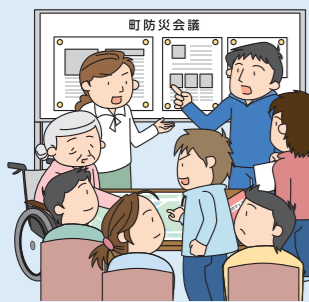
市や府、国、防災関係機関が住民等を援助する



住民同士が協力して地域の防災力を高めよう

自主防災組織の役割と活動

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために結成する組織のことです。日頃から防災に関する様々な取り組みを行うとともに、災害発生時には被害を最小限に食い止めるための活動を行います。藤井寺市では、各自治会において自主防災組織を結成しています。自治会に加入されていない方は、積極的に加入しましょう。



■平常時の取り組み

緊急時の連絡網の作成や防災広報の発行、地域内の危険箇所の把握、防災資機材(トランシーバー・消火器・非常食など)の整備、地域における防災・消防訓練など、予防的な活動に取り組むことが求められます。



■災害時の活動

被害者の救出救護、応急手当、初期の消火活動、避難誘導、被害状況の収集や把握など、災害発生時の被害を軽減させることが重要になります。

ペットとの同行避難

「同行避難」とは、災害発生時に飼い主がペットを連れて避難所まで避難することです。避難所には様々な方が避難されるため、原則として、**人とペットが同じ空間で居住する「同伴避難」はできません**。各指定避難所にて同行避難の受け入れは可能ですが、避難所の被災状況等によっては、受け入れができない場合があります。発災後、ペットと一緒にすぐに避難できるよう、下記の例を参考に、ペット用の防災用品をリュックサック等に入れて備えておきましょう。水や食糧などは1週間分を目安に用意しましょう。

- ペットフード
- 飲料水(1週間分)
- 救急用品(処方薬、はさみ、包帯など)
- 衛生用品(ペットシート、タオルなど)
- ケージやリード、キャリーバッグ
- ペットの健康記録(治療記録、ワクチン接種歴など)
- ペットの写真 など



また、はぐれた時のために、動物病院でマイクロチップを取りつけておくことや、首輪に迷子札(犬の場合は、鑑札・狂犬病注射済票のコピーも)をつけ、飼い主の氏名や住所、電話番号等の連絡先を書いておきましょう。

避難時の感染症対策



■避難所に入るとき

- 避難所運営者による発熱等の確認完了後、避難所運営者の指示で順番に避難所へ入ってください。
- 避難所内では、マスクを着用してください。マスクをお持ちでない場合は、受付時に申し出てください。

■衛生・健康管理

- ふたのあるトイレは、ふたをしてから流してください。
- 定期的に検温を行ってください。
- 体調不良の場合は、避難所運営者に申し出てください。
- 持ち出し品としてマスク・消毒液を準備しておきましょう。

■密を避ける

- 避難所は限られたスペースですので、どうしても「密」が起こりやすいです。安全な場所にある親戚や友人宅に避難することも検討してください。
- 車中泊を行う場合は、エコノミークラス症候群や熱中症などに注意してください。

3密回避

- 密閉空間** 換気が悪い
30分に1度は換気を行う。
- 密集空間** 多数が集まる
避難者同士の距離を保つ。
- 密接場面** 間近で会話や発声
近距離での会話や発声は最低限で。

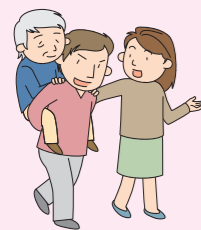
■手洗い、咳エチケットの励行

- 避難所内では必ずマスクを着用してください。マスクのない場合は、避難所運営者に申し出てください。また咳エチケットも併せてお願いします。
- こまめに手洗いを行い、食事前やトイレ後は必ず手洗い、手指消毒を行ってください。



避難行動要支援者について

避難行動要支援者とは、年齢や障がい、言葉の違いなどによって災害発生時の対応に支援を要する人々のことです。一般に高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦、日本語を十分理解できない外国人の方々などが該当します。地域で協力しながら、近所の高齢者、障がいのある方などの安否確認、避難所への移動を支援しましょう。



■高齢者・病人

- おぶって安全な場所まで避難する。
- 複数の介助者で対応する。



■目の不自由な方

- 声をかけ情報を伝える。
- 誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい、半歩手前をゆっくり歩く。



■肢体の不自由な方(車椅子)

- 階段では2人以上が必要。上がりは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- 介助者が1人の場合、ひもなどを用意し、おぶって避難する。



■耳の不自由な方

- 話すときは、口をハッキリと開け、相手にわかりやすいようにする。
- 手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

避難行動要支援者支援制度登録

市では、家族などの手助けが無く、ひとりでは避難が難しい方などの災害時支援対策として「避難行動要支援者支援制度」を運用しています。大規模な災害が発生したときに、地域における支援などを希望される方の登録を行っています。

■対象

- 市内に居住している在宅の方で、次のいずれかに該当する方
 - ①要介護3～5の認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第一種に該当する方
 - ③療育手帳Aに該当する方
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
- ※①～④に該当しない方で、災害時の避難行動に不安がある方は、手続きにより制度への登録が可能です。

■登録情報の提供先

地区自治会、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大阪府羽曳野警察署

■情報の利用目的

災害時の安否確認や避難支援、防災訓練や災害時に備えた活動、柏原羽曳野藤井寺消防組合の救急活動など

■申込・問合せ先

- 危機管理室 企画担当(4階48番窓口) ☎939-1190
- 協働人権課 広聴・協働担当(1階4番窓口) ☎939-1331
- 福祉総務課 障害者福祉担当(1階6番窓口) ☎939-1106
- 高齢介護課 高齢者福祉支援担当(1階3番窓口) ☎939-1169

■登録方法

- 申請書兼同意書に必要事項を記入の上、申込・問合せ先のいずれかまで
- ※申請書兼同意書は市ホームページからダウンロードできます。
- ※新たに登録対象となった方に申請書兼同意書を郵送します。記入後、同封の返信用封筒で返送してください。



■注意事項

- 避難行動要支援者への支援は、避難支援等関係者による任意の協力であり、制度への登録によって災害時などの支援を保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導などに関して、その責任を負うものではありません。
- 既に登録している方で、電話番号など登録した情報が変更になった方は、登録変更届出書を申込・問合せ先へ提出してください。